

田原市ソフトバレーボール協会登録規定

第1 本会に加盟しようとする者は別紙1の様式に必要事項を記載し、本協会に申請し会費を納める。

ただし、小学生は登録費を免除する。

第2 本会に登録していない者は本会主催の大会に参加することはできない。

ただし、大会参加規定により定められたときはこの限りではない。

第3 登録の資格は次のとおりとする。

(1) 田原市に在住・在勤・在学もしくは居住とみなしうる実生活をしている者

(2) (1)以外の者で、チームの責任者が認めた者

2 チームの責任者は田原市内に在住・在勤している者とする。

第4 登録チームはその登録構成員に追加あるいは変更がある場合は、遅滞なく届けなければならない。

第5 登録および登録構成員の追加あるいは変更の届出は本会事務局がこれを受けた日からその効力を発生するものとする。

第6 アマチュアスポーツ精神に反すると本会が認めたときは、登録団体、または登録構成員に対して登録を拒み、また、取り消しあるいは一定期間大会の参加ならびに出場を停止することがある。

1 この規定は平成18年4月11日から施行する。

2 この規定は平成24年4月14日から施行する。